国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023年10月31日 最終更新日 2023年10月31日

記載事項	更新の有無	記載欄	
情報基準日	更新あり	3年9月1日	
国立大学法人名		立大学法人北海道教育大学	
法人の長の氏名		日口 哲	
問い合わせ先		総務企画部総務課(TEL:011-778-0206、E-mail:s-somu@j.hokkyodai.ac.jp)	
URL		https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/governance_code.html	

【本報告書に関する経営協 記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	文利の行無	【確認の方法】 令和5年度第2回経営協議会(令和5年7月24日開催)にて、令和5年度における国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等に関して、各コードへの適合状況、報告書の内容及びスケジュール等について、説明した。また、会議終了後、文書にて意見照会を行い、提出された意見への対応について学内で検討の上、意見への対応を含む報告書(最終案)について、9月22日付けで経営協議会委員へフィードバックし、了承を得た。
		報告書は、慎重かつ誠実にまとめられており、概ね各原則を実施していると考えます。 また、大学法人として国立大学法人ガバナンス・コードについて適合のための取組を適正に実施され、適宜更新されていると判断します。
監事による確認		【確認の方法】 令和5年度第2回経営協議会(令和5年7月24日開催)にて、令和5年度における国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等に関して、各コードへの適合状況、報告書の内容及びスケジュール等について、説明した。 また、会議終了後、文書にて意見照会を行い、提出された意見への対応について学内で検討の上、意見への対応を含む報告書(最終案)について、9月22日付けで監事へフィードバックし、了承を得た。
		【監事からのご意見】 各原則の適合状況等については、会議に陪席し丁寧な審議が行われていること、内容は適切で あることを確認しました。
その他の方法による確認		その他の方法による確認はございません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況	更新あり	当法人では、各原則をすべて実施しております。	
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等	更新あり		

記載事項	更新の有無	記載欄		
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	本学が国立大学として果たすべき役割を「北海道教育大学のミッション」として定め、当該ミッションを踏まえ、令和4年度から中長期(10年程度)の期間における方向性・目標を「北海道教育大学のビジョン」として定めています。ビジョンでは、「教育」「研究」「地域・社会貢献」「大学経営(経営革新)」のそれぞれにおいて、着実に実現するための「戦略」と、実現するための道筋・行動計画である「取組」を掲げております。また、ミッション・ビジョンを踏まえ、第4期中期目標期間における基本的な目標である「中期目標」のもとに、達成するための具体的な方策である「中期計画」を定めており、ミッション・ビジョン、中期計画の策定に当たっては、教職員のみならず学外委員を含む経営協議会の意見を聴取し、社会からの要請の把握に努めています。 併せて、中期計画を実現するための道筋として「年度計画」を策定し、これら全でを本学のホームページで公表しております。 『掲載場所「ミッション」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/concept/いまいのには、中期には、中期には、中期には、中期には、中期には、中期には、中期には、中期		
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等	更新あり	目標・戦略の進捗状況、実施内容等の検証結果及び検証結果に基づき実施した改善の結果について、ホームページで公表しております。 具体的には、ミッション・ビジョンに係る進捗状況、検証結果及び改善結果については、大学戦略本部会議での審議を経て「進捗状況の評価」「見直しの指示書」として取りまとめ、公表しております。 また、中期目標・中期計画に係る進捗状況、検証及び改善結果については、教職員のみならず学外委員を含む経営協議会での審議を経て「中期目標の達成状況報告書」及び「業務の実績に関する報告書」として取りまとめ、公表しております。また、年度計画の進捗状況、検証及び改善結果については、「学内自己評価書」として取りまとめ、公表しております。 ■掲載場所「ビジョンの取組の進捗状況」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/concept/vision.html ■掲載場所「国立大学法人評価」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/info/corp-value/index.html		
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制	更新あり	「国立大学法人北海道教育大学運営規則」において、法人経営に関する重要事項を審議する「役員会」、経営に関する重要事項を審議する「経営協議会」、教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」を設置しており、各機関で審議・決定の上、最終的に学長が決定することとしております。 法律で定められた上記機関のほか、大学全体を俯瞰し、大学戦略を企画・立案する「大学戦略本部」を設置しております。 また、全学的調整に関する事項を協議するため、役員と各部局長等を構成員とした連絡調整会議を設置しております。 ■掲載場所「規則集」 https://education.joureikun.jp/hokkyodai/ ■掲載場所「組織図」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/outline/soshikizu.html		

ダイバーシティの確保等を含めた「北海道教育大学教員人事の基本方針」を策定し、それぞれ 以下のとおり取り組んでおります。 ●適切な年齢構成の実現について 大学教員については、学長が採用の人事計画を策定するにあたり、各キャンパスとのヒアリン グにおいて、当該キャンパスにおける講座間の年齢及び職位の構成を考慮した計画であるかを確 認しております。人事計画にあっては、全学で定める職位比率(教授:准教授等=55:45) に基づき、適正なバランスとなるよう人事計画を策定しております。 事務系職員については、基本的に「国立大学法人職員統一採用試験」の合格者の中から採用す ることとしており、新卒者の割合が高いことから、毎年一定数の若手職員を補充しております。 附属学校(園)の教員については、教育委員会との人事交流によっており、各附属学校(園) 内の教員のバランスを考慮しながら、担当分野や年代について教育委員会へ要望し、それに叶う 人材の推薦を依頼しております。 ●性別について 男女比率の改善を必要とする大学教員について、国立大学法人北海道教育大学一般事業主行動 計画において、女性大学教員の割合20%を目指すことを定め、計画達成に向けたシミュレーショ 補充原則1-36(2) ンの作成、「女性教員採用促進のためのポジティブ・アクション」として新任女性教員支援経費 教員・職員の適切な年齢構 によるインセンティブを付与するなどして、女性教員確保に努めております。 成の実現、性別・国際性・ ●国際性について 障がいの有無等の観点での 更新あり 外国語科目を担当するための外国人教員(特任Ⅲ種)を、札幌校及び旭川校に各1名、函館校 ダイバーシティの確保等を に2名配置し、学生の語学力向上に取り組んでおります。 含めた総合的な人事方針 さらに、国際社会で活躍できる人材を育てることを目的とする「グローバル教員養成プログラ ム|を円滑に行うため、国際性豊かなプログラムアドバイザーを配置しております。 (札幌校にあってはR2年10月1日より同人を外国人教員(特任Ⅲ種)として採用し、引き続きプ ログラムアドバイザーとしての業務を行っている。釧路校にあってはプログラムアドバイザーが 令和3年3月31日付で任期満了退職したことに伴い、令和3年4月1日から英語担当教員が担当して いる.) ●障がいの有無について(※本報告書においては、「障がい」に関する表記について、法令等に 合せ「障害」としています。) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のため、障害者を事務補助、労務の非常勤職員と して積極的に採用しております。 また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき本学が制定した「障害を 理由とする差別の解消の推進に関する職員等対応規則」に基づき、障害を理由とする差別の解消 を推進すると共に、障害がある者にとっての社会的障壁の除去を目的とし、相談窓口の設置や職 員等への研修を実施しております。 車いす利用者の利便性向上のため、簡易スロープの設置及びスライド式扉の増設、障害のある 者も使用できる多目的トイレへの改修等の環境整備にも努めています。 国立大学改革方針に基づく「第4期以降も見据えた大学の将来構想」を実現するため、課題や 新たな視点に対応・解決するための「戦略」と、それを実行するための具体的な「取組」によっ 補充原則1-3⑥(3) て、経営力の強化を図る「経営力強化方策」を令和2年6月に策定しました。これは、自らの 自らの価値を最大化するべ ミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、自らの価値を最大化するべく行う活動の具 く行う活動のために必要な 体的方策を定めたものであります。第4期中期目標期間を見据えた行動計画に基づく収支コスト 更新あり 支出額を勘案し、その支出 を取組毎に積算のうえ、これを積み上げることで「教育研究等の成果・実績等」の可視化を実現 を賄える収入の見通しを含 し、財政面から進捗管理を行うと共に、学長裁量経費を活用した戦略的な資源配分によって、取 めた中期的な財務計画 組を確実に実行・実現する体制としております。更には、キャンパス単位で細分化した財務情報 等を分析することで、キャンパスの強み、弱み等に応じて、きめ細かな経営判断を行う仕組みと しております。

補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	更新あり	決算情報に加え、教育研究活動の成果やガバナンスなど、未来志向的な非財務情報を掲載した『統合報告書』を毎年度作成し、ホームページで公表するとともに、保護者、同窓会や企業など個別のステークホルダーに対して配布しております(本統合報告書は国際統合報告評議会(IIRC)のフレームワークに沿って作成)。 ■掲載場所「統合報告書」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/info/financial-report.html	
補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針	更新あり	本学が社会に対して継続的に役割を果たしていけるよう、法人経営に必要な能力を備える人材を、長期的な視点に立って確保するとともに計画的に育成することを目的とした「国立大学法人北海道教育大学の経営人材育成方針」を制定し、公表しております。 ●経営人材の育成キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長、教員養成イノベーション機構長、全学教育研究支援機関の長、保健管理センター長及び附属学校(園)長(以下「部局長」という。)又は役員若しくは部局長を補佐するポストを活用し、当該ポストにおける職務経験を通じて法人経営の一端を担わせています。また、教育研究評議会又は大学戦略本部会議等に出席させるなどして、法人経営の感覚を身につけさせることにより、次代の経営人材となり得る者を育成しています。 ●研修等による啓発の機会の付与学長は、経営人材の育成のため、法人経営に必要とされる知識及び能力の向上を目的とした研修体系を構築し、計画的に研修等を実施することを定め、また、学長はこれらの実現状況についてフォローアップを行っています。 ■掲載場所「国立大学法人北海道教育大学の経営人材育成方針」https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/keieijinzaiikuseihousin.html	
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	学長が「理事及び副学長の役割分担」を策定して、学長を補佐して本学の職務を掌理するための責任と権限を明確にするとともに、理事・副学長の担当分野をホームページで公表しております。 担当分野は、①学生支援、入試、ICT・情報、②教育、評価、③研究、国際交流・協力、教職員研修、④産学官連携、⑤社会貢献、附属学校、⑥総務、財務、その他特命事項担当としております。 ■掲載場所「役員等の紹介」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/outline/adminstrative.html	
原則2-2-1 役員会の議事録	更新あり	役員会の審議事項を「国立大学法人北海道教育大学運営規則」において定め、学長の意思決定を支え、適正な経営を確保しております。また、ステークホルダーへの説明責任の一つとして、役員会の議事要旨をホームページで公表し、意思決定のプロセスの透明性を確保しております。 ■掲載場所「役員会」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/meeting/yakuinkai/director/	
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況	更新あり	行政、大学業務や地域産業界に精通している者など、外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人運営に活用することとしております。 登用の状況として、上記の観点に基づき理事を選任しており、氏名、略歴、専門分野、任期、担当分野、選任理由をホームページで公表しております。 ■掲載場所「役員等の紹介」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/outline/adminstrative.html	

	T		
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫	更新あり	「法人化後の運営組織に関する基本方針」において、外部委員に求める分野として「大学運営に精通した者」「高等教育ないし教員養成に関し優れた研究業績を有する者」「私学・企業等の経営の専門家」「男女共同参画、ダイバーシティ等に精通した者(法律の専門家(弁護士等))」「地域の教育機関の関係者」「同窓会関係者」「元本学教職員」「国際協力・貢献に精通した者」などを定めており、教育研究評議会において意見を聴取した上で、選考しております。 また、外部委員がその役割を果たすため、遠隔地からのWeb参加を含め多くの外部委員が出席可能となる会議日程の設定、事前に資料を送付し、会議前に内容確認の十分な時間を確保するほか、会議時に本学の近況報告、外部委員と本学役職員等との意見交換会を実施し、法人運営に反映させる工夫を行っております。 ■掲載場所「役員等の紹介」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/outline/adminstrative.html ■掲載場所「経営協議会」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/meeting/yakuinkai/conference/	
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	更新あり	学長の選考基準として、「国立大学法人北海道教育大学学長選考・監察会議規則」、「国立大学法人北海道教育大学学長選考規則」を規定しているほか、選考時に学長に求められる資質・能力について、学内の教職員の意見を聴取した上で「望ましい学長像」を策定しホームページで公表しております。 また、学長候補者の選考手続において、学長選考・監察会議は、応募者から提出された所信書等を公表した上で教職員の意見を広く聴取し、また、学長候補者による立会演説会を開催し、学長候補者と教職員との質疑等を聴取した上で、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行っております。 なお、選考過程及び選考理由について、選考終了後、速やかにホームページで公表しており、令和5年度に実施した次期学長候補者の選考結果、選考過程及び選考理由につきましても、ホームページにおいて公表しております。 ■掲載場所「規則集」 https://education.joureikun.jp/hokkyodai/ ■掲載場所「学長選考について	
		■拘載場所「子長選考について」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/gakuchou/	
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無	更新あり	学長の任期については、大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップが発揮できるよう、4年間とすることとし、再任の可否については、再任を決める時期の大学の取組や置かれた状況及び学長の業績評価を踏まえて決定しております。また、再任期間は、1期目の実績を伸ばすため必要な期間、社会的な背景や課題解決等を考えて4年としております。なお、長期化によって組織の活性化を妨げないよう、再任については、1回限りとしております。 ■掲載場所「規則集」 https://education.joureikun.jp/hokkyodai/	
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き	更新あり	「国立大学法人北海道教育大学学長選考・監察会議規則」において、学長の解任に係る決議の方法、また、「国立大学法人北海道教育大学学長選考規則」において、学長の解任に係る事由等として、(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき、(2)職務上の義務違反があるとき、(3)職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるとき、(4)その他学長たるに適しないと認められるときを定め、解任を申し出るための手続きを規定し、ホームページで公表しております。 ■掲載場所「規則集」 https://education.joureikun.jp/hokkyodai/	

補充原則 3 - 3 - 3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果	更新あり	「国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項」に基づき、学長の任期の起算日から同任期の8月前までに、任期の初日から1年を超えた後に、年度単位で実施することを原則とし、評価結果をホームページで公表しております。 ■掲載場所「学長選考・監察会議」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/meeting/yakuinkai/screening/ ■掲載場所「学長の業績評価」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/meeting/yakuinkai/screening/evaluation. html		
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	更新あり	「国立大学法人北海道教育大学学長選考・監察会議規則」において、「国立大学法人北海道教育大学運営規則」に基づく経営協議会及び教育研究評議会からの委員の選任方法について定めており、ホームページで公表しております。経営協議会委員からは、本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの7人として、「大学の運営に精通した者」「高等教育ないし教員養成に関し優れた研究業績を有する者」「私学・企業等の経営の専門家」「男女共同参画、ダイバーシティ等に精通した者(法律の専門家(弁護士等))」「地域の教育機関関係者」「同窓会関係者」「国際協力・貢献に精通した者」を選任しております。教育研究評議会委員からは、本学の実状を踏まえ、学内の意見を広くかつバランスよく聴くため、教育研究上の重要な組織の長である各キャンパス長(各校の校務をつかさどる)の5人、保健管理センター長(学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図るための保健管理センターをつかさどる)の1人、附属学校(園)長(各附属学校(園)の校務をつかさどる全附属学校(園)の代表)の1人、の7人を選出しております。 ■掲載場所「規則集」 https://education.joureikun.jp/hokkyodai/ ■掲載場所「役員等の紹介」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/outline/adminstrative.html		
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		公表事項なし(大学総括理事を配置していないため)		
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況	更新あり	研究活動に関し、「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、研究活動に係る不正行為の防止等に関する体制を構築し、研究活動に係る不正行為の通報・告発等窓口を整備しております。また、人権侵害(ハラスメント)においては、人権委員会を設置し、教職員のほか、本学学生が相談できる窓口を設置しております。情報セキュリティに関しては、インシデント対応手順に基づき、学内外からの連絡・通報窓口を設置し、最高情報セキュリティ責任者の下、重大なインシデント等に対処する体制を構築しております。また、本学における不正行為等の早期発見と是正を図るため、学内に「公益通報窓口」を設置しております。なお、ガイドライン等の改定に合わせ、内部統制システム自体の見直しを図るほか、内部統制システムによるモニタリング結果を役員会で報告するなど、随時、法人運営の見直しを図っております。 ■掲載場所「研究活動の健全な発展のための取組」https://www.hokkyodai.ac.jp/research/improbity.html ■掲載場所「人権侵害(ハラスメント)への対策」https://www.hokkyodai.ac.jp/student/harassment/index.html ■掲載場所「公益通報窓口」https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/public_hotline/ ■掲載場所「規則集」https://education.joureikun.jp/hokkyodai/		

原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫	更新あり	経営に関する財務情報のほか、法人経営、教育・研究、社会貢献活動などを一冊にまとめた 『統合報告書』を毎年度作成・公表するなど、ステークホルダーにとって分かりやすい情報の公 表に努めております。 ■掲載場所「統合報告書」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/info/financial-report.html
補充原則 4 - 1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況	更新あり	学科の実績や成果をまとめた『学科成果レポート』のほか、大学の基本情報や各種データ等を 掲載した『大学概要』、決算情報のほか教育研究活動の成果やガバナンスなど、未来志向的な非 財務情報を掲載した『統合報告書』を毎年度作成し、ホームページ等で様々なステークホルダー に対して情報を公表しております。 ■掲載場所「刊行物、広報誌」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/public/ ■掲載場所「統合報告書」 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/info/financial-report.html
補充原則 4 - 1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報	更新あり	学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報として、教育における3つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)のほか、教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)、就職に関するデータやシラバス等をホームページで公表しております。 ■掲載場所「教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)」 https://www.hokkyodai.ac.jp/files/00006900/00006938/20230412132713.pdf ■掲載場所「就職に関するデータ」 https://www.hokkyodai.ac.jp/career_center/data/ ■掲載場所「教育における3つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)」 https://www.hokkyodai.ac.jp/academics/policy.html ■掲載場所「シラバス検索」 https://huelc-eis.hokkyodai.ac.jp/lcu-web/SC_06001B00_21
計 の ボジナンフ! わかて		■補立行政计划等の但有力を建設の公開に関する计争等20名に担守力を建設

のガバナンスにかかる 更新あり 等に基づく公表事項 ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条 https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/disclosure/info/	に規定する情報
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------